

付 録

3. 全国年齢別人口（令和2年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	126,146,099	61,349,581	64,796,518	55～59歳	7,940,132	3,966,900	3,973,232
0～4歳	4,541,360	2,324,576	2,216,784	55	1,728,173	865,574	862,599
0	837,131	428,005	409,126	56	1,618,868	809,982	808,886
1	871,558	446,054	425,504	57	1,576,464	787,524	788,940
2	915,067	468,457	446,610	58	1,524,344	760,609	763,735
3	938,911	480,153	458,758	59	1,492,283	743,211	749,072
4	978,693	501,907	476,786	60～64歳	7,442,392	3,676,742	3,765,650
5～9歳	5,114,175	2,619,882	2,494,293	60	1,499,767	744,337	755,430
5	1,003,732	514,130	489,602	61	1,524,405	755,785	768,620
6	1,001,512	513,861	487,651	62	1,478,895	730,040	748,855
7	1,025,673	524,747	500,926	63	1,435,400	707,360	728,040
8	1,029,265	526,616	502,649	64	1,503,925	739,220	764,705
9	1,053,993	540,528	513,465	65～69歳	8,236,274	3,999,342	4,236,932
10～14歳	5,376,067	2,755,578	2,620,489	65	1,546,430	758,861	787,569
10	1,062,884	545,068	517,816	66	1,541,908	753,073	788,835
11	1,068,205	547,643	520,562	67	1,630,407	791,277	839,130
12	1,088,310	557,531	530,779	68	1,713,642	828,019	885,623
13	1,082,483	555,138	527,345	69	1,803,887	868,112	935,775
14	1,074,185	550,198	523,987	70～74歳	9,188,550	4,336,923	4,851,627
15～19歳	5,706,306	2,927,618	2,778,688	70	1,923,805	918,371	1,005,434
15	1,076,720	552,565	524,155	71	2,093,026	994,845	1,098,181
16	1,119,802	574,977	544,825	72	2,053,944	968,781	1,085,163
17	1,130,274	581,329	548,945	73	1,929,907	906,112	1,023,795
18	1,172,007	601,356	570,651	74	1,187,868	548,814	639,054
19	1,207,503	617,391	590,112	75～79歳	7,064,625	3,146,183	3,918,442
20～24歳	6,319,959	3,233,994	3,085,965	75	1,258,190	571,689	686,501
20	1,242,006	635,288	606,718	76	1,516,558	681,688	834,870
21	1,247,083	636,254	610,829	77	1,443,652	643,636	800,016
22	1,272,084	650,572	621,512	78	1,458,338	643,418	814,920
23	1,276,918	654,083	622,835	79	1,387,887	605,752	782,135
24	1,281,868	657,797	624,071	80～84歳	5,403,785	2,231,780	3,172,005
25～29歳	6,384,151	3,279,149	3,105,002	80	1,229,986	527,887	702,099
25	1,298,010	666,373	631,637	81	1,037,922	438,311	599,611
26	1,292,024	664,013	628,011	82	1,069,975	441,377	628,598
27	1,261,465	648,773	612,692	83	1,056,170	426,809	629,361
28	1,271,176	653,163	618,013	84	1,009,732	397,396	612,336
29	1,261,476	646,827	614,649	85～89歳	3,742,060	1,324,348	2,417,712
30～34歳	6,713,773	3,431,250	3,282,523	85	911,239	346,288	564,951
30	1,285,905	658,299	627,606	86	809,663	296,592	513,071
31	1,307,091	668,200	638,891	87	753,819	264,598	489,221
32	1,344,635	687,872	656,763	88	675,404	227,782	447,622
33	1,379,070	703,827	675,243	89	591,935	189,088	402,847
34	1,397,072	713,052	684,020	90～94歳	1,810,690	499,112	1,311,578
35～39歳	7,498,375	3,805,952	3,692,423	90	502,808	152,333	350,475
35	1,447,516	736,009	711,507	91	432,752	123,329	309,423
36	1,495,056	759,345	735,711	92	364,742	97,680	267,062
37	1,513,896	767,985	745,911	93	282,428	71,879	210,549
38	1,515,283	767,910	747,373	94	227,960	53,891	174,069
39	1,526,624	774,703	751,921	95～99歳	500,308	93,447	406,861
40～44歳	8,476,244	4,298,675	4,177,569	95	172,813	37,221	135,592
40	1,593,961	808,361	785,600	96	124,947	24,411	100,536
41	1,632,653	828,439	804,214	97	91,415	15,549	75,866
42	1,693,549	858,203	835,346	98	65,830	9,957	55,873
43	1,737,191	880,994	856,197	99	45,303	6,309	38,994
44	1,818,890	922,678	896,212	100歳以上	80,340	9,833	70,507
45～49歳	9,868,454	4,993,896	4,874,558	(再掲)			
45	1,893,286	959,382	933,904	15歳未満	15,031,602	7,700,036	7,331,566
46	2,000,599	1,014,419	986,180	15～64歳	75,087,865	38,008,577	37,079,288
47	2,035,824	1,028,714	1,007,110	65歳以上	36,026,632	15,640,968	20,385,664
48	1,998,463	1,011,319	987,144	年齢別割合(%)			
49	1,940,282	980,062	960,220	15歳未満	11.9	12.6	11.3
50～54歳	8,738,079	4,394,401	4,343,678	15～64歳	59.5	62.0	57.2
50	1,880,236	948,528	931,708	65歳以上	28.6	25.5	31.5
51	1,849,855	931,255	918,600	平均年齢	47.6	46.0	49.2
52	1,805,010	908,002	897,008	年齢中位数	48.5	47.0	50.1
53	1,799,068	904,190	894,878				
54	1,403,910	702,426	701,484				

資料：国勢調査（総務省統計局）注）不詳補完値による

4. 千葉県年齢別人口（令和2年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	6,284,480	3,117,987	3,166,493	55～59歳	389,963	199,871	190,092
0～4歳	221,786	113,351	108,435	55	87,338	44,819	42,519
0	40,628	20,706	19,922	56	80,571	41,447	39,124
1	42,575	21,808	20,767	57	77,258	39,702	37,556
2	44,953	22,942	22,011	58	73,081	37,273	35,808
3	45,898	23,467	22,431	59	71,715	36,630	35,085
4	47,732	24,428	23,304	60～64歳	349,377	175,637	173,740
5～9歳	249,474	128,212	121,262	60	70,965	35,968	34,997
5	49,282	25,370	23,912	61	71,259	36,165	35,094
6	48,665	25,019	23,646	62	68,737	34,534	34,203
7	50,056	25,716	24,340	63	67,377	33,745	33,632
8	49,931	25,720	24,211	64	71,039	35,225	35,814
9	51,540	26,387	25,153	65～69歳	395,447	192,686	202,761
10～14歳	265,363	136,186	129,177	65	73,721	36,340	37,381
10	52,326	27,025	25,301	66	73,085	35,990	37,095
11	52,972	27,272	25,700	67	78,120	37,826	40,294
12	53,688	27,519	26,169	68	83,083	40,358	42,725
13	53,343	27,290	26,053	69	87,438	42,172	45,266
14	53,034	27,080	25,954	70～74歳	461,353	218,592	242,761
15～19歳	284,126	145,955	138,171	70	94,024	45,119	48,905
15	52,998	27,129	25,869	71	102,562	48,762	53,800
16	54,992	28,169	26,823	72	101,842	48,272	53,570
17	55,121	28,297	26,824	73	100,066	47,192	52,874
18	59,189	30,399	28,790	74	62,859	29,247	33,612
19	61,826	31,961	29,865	75～79歳	367,559	168,333	199,226
20～24歳	331,458	170,666	160,792	75	65,288	29,860	35,428
20	64,470	33,396	31,074	76	79,880	36,562	43,318
21	65,045	33,738	31,307	77	76,737	35,269	41,468
22	67,264	34,514	32,750	78	75,107	34,342	40,765
23	67,661	34,498	33,163	79	70,547	32,300	38,247
24	67,018	34,520	32,498	80～84歳	259,772	113,857	145,915
25～29歳	328,034	169,646	158,388	80	61,396	27,595	33,801
25	67,510	34,664	32,846	81	50,876	22,667	28,209
26	66,627	34,434	32,193	82	51,240	22,501	28,739
27	64,493	33,457	31,036	83	49,726	21,519	28,207
28	65,047	33,626	31,421	84	46,534	19,575	26,959
29	64,357	33,465	30,892	85～89歳	158,607	59,976	98,631
30～34歳	341,240	177,069	164,171	85	40,873	16,550	24,323
30	65,556	33,975	31,581	86	34,682	13,649	21,033
31	66,600	34,622	31,978	87	31,577	11,805	19,772
32	68,552	35,603	32,949	88	27,548	9,982	17,566
33	70,208	36,555	33,653	89	23,927	7,990	15,937
34	70,324	36,314	34,010	90～94歳	70,095	20,215	49,880
35～39歳	382,221	197,396	184,825	90	20,046	6,309	13,737
35	73,936	38,321	35,615	91	16,646	4,921	11,725
36	76,086	39,191	36,895	92	13,932	3,927	10,005
37	76,912	39,672	37,240	93	10,748	2,919	7,829
38	77,779	40,030	37,749	94	8,723	2,139	6,584
39	77,508	40,182	37,326	95～99歳	18,147	3,456	14,691
40～44歳	432,210	222,996	209,214	95	6,455	1,408	5,047
40	80,532	41,451	39,081	96	4,527	877	3,650
41	83,801	43,092	40,709	97	3,220	565	2,655
42	86,147	44,329	41,818	98	2,278	363	1,915
43	88,471	45,846	42,625	99	1,667	243	1,424
44	93,259	48,278	44,981	100歳以上	2,890	360	2,530
45～49歳	518,343	267,867	250,476	(再掲)			
45	97,357	50,531	46,826	15歳未満	736,623	377,749	358,874
46	103,962	53,551	50,411	15～64歳	3,813,987	1,962,763	1,851,224
47	106,850	55,125	51,725	65歳以上	1,733,870	777,475	956,395
48	106,139	54,738	51,401	年齢別割合(%)			
49	104,035	53,922	50,113	15歳未満	11.7	12.1	11.3
50～54歳	457,015	235,660	221,355	15～64歳	60.7	62.9	58.5
50	100,077	51,500	48,577	65歳以上	27.6	24.9	30.2
51	97,948	50,370	47,578	平均年齢	47.1	45.8	48.4
52	94,499	49,036	45,463	年齢中位数	48.0	46.9	49.2
53	92,996	48,129	44,867				
54	71,495	36,625	34,870				

資料：国勢調査（総務省統計局）注）不詳補完値による

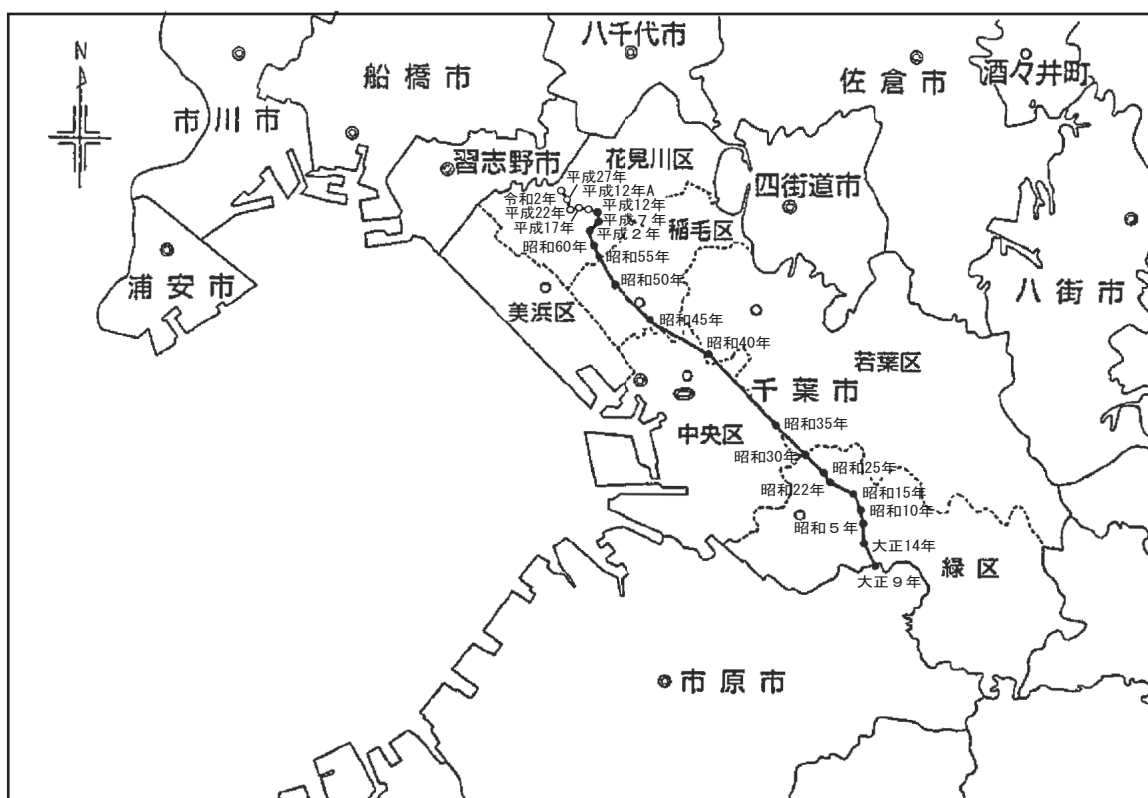
5. 千葉県の人口重心

千葉県の人口重心の推移（大正9年～令和2年）

年次	東 度			北 度			移動距離 km	位 置
	分	秒	分	分	秒			
大正 9年	140	12	26	35	32	36	—	市原市瀬又付近
14年	140	12	12	35	32	00	0.8	千葉市誉田町付近
昭和 5年	140	12	11	35	33	23	0.7	〃
10年	140	12	10	35	33	40	0.5	〃
15年	140	11	57	35	34	01	0.7	千葉市平山町付近
22年	140	11	18	35	34	18	1.1	〃
25年	140	11	12	35	34	29	0.4	〃
30年	140	10	45	35	34	55	1.0	〃
35年	140	09	56	35	35	34	1.7	千葉市仁戸名町付近
40年	140	08	07	35	36	56	3.7	千葉市貝塚町付近
45年	140	06	31	35	37	45	2.9	千葉市轟町付近
50年	140	05	40	35	38	31	1.9	千葉市小仲台付近
55年	140	05	15	35	39	04	1.2	千葉市小中台町付近
60年	140	05	03	35	39	21	0.6	千葉市朝日ヶ丘付近
平成 2年	140	04	56	35	39	39	0.6	千葉市畑町付近
7年	140	05	08	35	40	00	0.7	千葉市花見川区畑町付近
12年	140	05	08	35	40	06	0.2	〃
12年A	140	05	34	35	40	06	—	〃
17年	140	05	25	35	40	10	0.3	〃
22年	140	05	11	35	40	20	0.5	〃
27年	140	04	59	35	40	27	0.4	千葉市花見川区天戸町付近
令和 2年	140	04	42.11	35	40	40.89	0.6	千葉市花見川区長作町付近

資料：国勢調査（総務省統計局）

人口重心の移動（大正9年～令和2年）



※人口重心の算出方法

人口重心とは、人口の一人ひとりが同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

平成 12 年までは、市区町村役場の位置にその市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出してきましたが、平成 17 年からは、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出しました。

そのため平成 12 年においては、双方の結果を掲載しています。(平成 12 年 A は平成 17 年の方法により遡及計算したものです。)

なお、平成 12 年～17 年の移動距離については、この基本単位区ごとに算出する方法により遡及計算した平成 12 年の人口重心 A を用いて算出しました。

※ 参考

- (1) 基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした地域単位（全国で約 200 万）をいいます。
- (2) 人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度、緯度は、「世界測地系」を用いています。
なお、平成 12 年までの人口重心の経度、緯度についても、国土地理院の計算式に従って「日本測地系」から「世界測地系」に変換しています。
- (3) 全国、都道府県のほか市区町村の人口重心についても、総務省統計局のホームページに掲載しています。(<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/index.html>)

6. 千葉県毎月常住人口調査について

目的

千葉県毎月常住人口調査は、県内に常住する人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

推計の方法

直近の国勢調査人口を基礎として、毎月市町村長から報告された、出生数、死亡数、県内外からの転入者数と転入世帯数及び県内外への転出者数と転出世帯数を前月に加減し、その月の人口と世帯を推計する。

調査の対象

県内に常住する人口及び世帯と、住民基本台帳法に基づきその市区町村から転出した者及び世帯、その市区町村に転入した者及び世帯、並びに出生した者、死亡した者及び分離・消滅・合併した世帯を調査の対象とする。

世帯とは住民基本台帳法第6条に基づく世帯であり、住居と生計を共にしている者を一つの世帯とする。

世帯の把握の仕方は次のとおりである。

- (1) 一般の家庭……世帯人員をまとめて1世帯とする。
- (2) 寄宿舍・独身寮に住んでいる人……住居は1つであるが生計は別であるので、一人ひとりをそれぞれ1世帯とする。
- (3) 住込の営業使用人、家事使用人等の世帯については、住民基本台帳法第6条の規定に基づき個々の実態に応じて処理する。

提出期日

各市町村では、「千葉県毎月常住人口調査票」第1表から第7表までを月ごとに集計し、各1部を調査月の**翌月の15日までに**、県総合企画部統計課に提出する。

調査票の記入要領

一般的注意事項 この調査票は、各市町村で住民基本台帳法に基づき、住民票の記載及び消除された者につき、その人口及び世帯数を調査票に示す事由別に毎月1日から末日までの1か月分をまとめて作成する。

なお、事実の発生日と届出の日（職権による処理日）がその月を異にするときは、原則として届出の日に属する月の動態として取り扱うこと。但し転出については転出予定年月日をもって把握すること。

また、同一市町村内で転居した場合（住民基本台帳法第23条）は調査の対象外であるが、世帯の一部が転居した場合（又は既にある世帯の一部となった場合）、世帯数の増減については世帯分離（又は世帯合併）として計上すること。

第1表 「人口」

① 前月末人口

前月末人口を日本人、外国人別及び男女別に記入する。

この欄は、前月分報告の「当月末人口」欄と一致する。

ただし、市町村間の廃置分合あるいは、境界変更等により合体若しくは編入された住民はその数を加えて記入し、分立によってその市町村から離れた住民は、その数を除いて記入する。

また、分割がなされた場合は、新市町村としてそれぞれ調査票を改めて記載する。

なお、上記ただし書に該当する場合は、転出入には当たらないため、第2表及び第4表から第7表には計上しない。（⑩に状況を記載する）

第2表 「住民票記載、消除数等（人口）」

記載欄について

② 自然動態

出生した者の数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。

③ 社会動態 その他

従前の住所なし及び実態調査等による職権で記載した数、帰化等・国籍喪失による職権で記載した数の合計を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。

なお、帰化等・国籍喪失による記載について、日本人の記載欄は帰化等により外国籍から日本国籍を有する住民となった者の数となり、外国人の記載欄は国籍喪失により日本国籍から外国籍を有する住民となった者の数となる。

（転出取消し）

転出届の転出予定年月日で処理したところその翌月本人が転出取消しをした場合、その他として該当欄（③のいずれか）に加算する。

消除欄について

④ 自然動態

死亡した者の数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。（戸籍法第35条、第9条及び大正5年2月3日民第1836号により死亡が確定、確認したものを含む。）

⑤ 社会動態 県内間の移動	県内他市町村への転出者数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。
⑥ その他	<p>実態調査等による職権で消除した数、 帰化等・国籍喪失による職権で消除した数の合計を日本人と外国人を分けて記入する。</p> <p>なお、帰化等・国籍喪失による消除について、日本人の消除欄は国籍喪失により日本国籍から外国籍を有する住民となった者の数となり、外国人の消除欄は帰化等により外国籍から日本国籍を有する住民となった者の数となる。</p>

第3表 「世帯」

⑦ 前月末世帯	<p>前月末世帯数を記入する。</p> <p>この欄は、前月分報告の「当月末世帯」欄と一致する。</p> <p>ただし、市町村間の境界変更等があった場合は第1表「人口」(①により説明)と同様に世帯数を加減し記入する。</p>
---------	--

第4表 「住民票記載、消除数等(世帯)」

記載欄について

⑧ 社会動態	
県外との移動	第5表に計上する県外からの転入により増えた世帯数を記入する。
県内間の移動 (世帯の分離)	第7表に計上する県内からの転入により増えた世帯数を記入する。 同一市町村内で世帯の分離があった場合、分離で増えた世帯数は県内間の移動に加算する。
その他	第2表の記載欄その他(③により説明)に計上する移動により増えた世帯数を記入する。 ただし、特殊な事情により、出生が理由で明らかに世帯数を増とすべき場合にもこの欄に加算する。

消除欄について

⑨ 自然動態	1人で1世帯を構成している者が死亡した場合は、この欄に記入する。
⑩ 社会動態	
県外との移動	第6表に計上する県外への転出により減った世帯数を記入する。
県内間の移動 (世帯の合併)	第2表の消除欄 社会動態(⑤により説明)に計上する移動により減った世帯数を記入する。 同一市町村内で世帯の合併があった場合、合併で減った世帯数は県内間の移動に加算する。
その他	第2表の消除欄その他(⑥により説明)に計上する移動により減った世帯数を記入する。

⑪ 前月に比較し増減の著しい場合等の理由	記入された各欄の数が、前月に比較し著しい差がある場合及び市町村合併並びに実態調査等により、住民に変動があった場合、若しくは数値だけでは理解するに困難を来すおそれがある場合には、その理由
----------------------	--

をできるだけ詳細に記入する。

⑫ 取扱者氏名

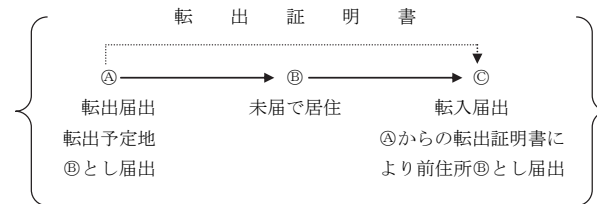
調査票作成者の所属、氏名及び連絡先を記入する。

第5表 「県外との移動（転入者）」

⑬ 日本人

日本人で他の都道府県及び国外からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

また、現居住地（㉑）に未届で居住していた者が前住所（㉒）の書類を転入地（㉓）に届出した場合は、転入届出地（㉓）は、未届地（㉑）からの転入者として取り扱う。なお外国人（⑭）及び県内からの転入（⑰⑱）についても同様に扱う。



⑭ 外国人

外国人で他の都道府県及び国外からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

第6表 「県外との移動（転出者）」

⑮ 日本人

日本人で他の都道府県及び国外への転出者の数を男女別に該当欄に記入する。

⑯ 外国人

外国人で他の都道府県及び国外への転出者の数を男女別に該当欄に記入する。

第7表 「県内からの転入」

⑰ 日本人

日本人で県内他市町村からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

⑱ 外国人

外国人で県内他市町村からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

7. 千葉県毎月常住人口調査要綱他関係法令

千葉県毎月常住人口調査要綱

	平成 4年 4月 1日千葉県告示第 328号
改正	平成 8年 3月 25日千葉県告示第 317号
	〃 平成 13年 3月 16日千葉県告示第 248号
	〃 平成 14年 3月 12日千葉県告示第 135号
	〃 平成 15年 5月 6日千葉県告示第 454号
	〃 平成 17年 1月 25日千葉県告示第 78号
	〃 平成 17年 2月 15日千葉県告示第 121号
	〃 平成 17年 4月 19日千葉県告示第 393号
	〃 平成 17年 10月 11日千葉県告示第 717号
	〃 平成 17年 11月 29日千葉県告示第 861号
	〃 平成 18年 3月 3日千葉県告示第 109号
	〃 平成 22年 3月 19日千葉県告示第 179号
	〃 平成 22年 3月 30日千葉県告示第 241号
	〃 平成 24年 6月 22日千葉県告示第 437号
	〃 平成 24年 12月 28日千葉県告示第 732号
	〃 平成 27年 3月 31日 千葉県告示第 321号

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県統計調査条例(昭和25年千葉県条例第1号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定により、千葉県毎月常住人口調査(以下「毎月常住人口調査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 毎月常住人口調査は、県内に常住する人口の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の範囲)

第3条 毎月常住人口調査は、市町村(千葉市にあっては、区。次条において同じ。)において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者について行う。

(調査事項)

第4条 毎月常住人口調査は、市町村における次の各号に掲げる事項について行う。

- 1 人口
- 2 世帯数
- 3 調査期日(次条の規定による調査期日をいう。以下同じ。)以前1月間における出生者数及び死亡者数
- 4 調査期日以前1月間における転入者数及び転出者数
- 5 前各号に掲げる事項の増減の著しい理由
- 6 その他知事が特に必要があると認めた事項

(調査期日)

第5条 毎月常住人口調査は、毎月末日現在によって行うものとする。

(調査の方法)

第6条 毎月常住人口調査は、毎月常住人口調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によって行う。

(調査票の提出)

第7条 市町村長は、知事が別に定めるところにより、第4条各号に掲げる事項について調査票を作成し、調査期日の属する月の翌月の15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、前条の規定により提出された調査票の審査及び集計を行い、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に千葉県毎月常住人口調査規則を廃止する規則（平成4年千葉県規則第56号）による廃止前の千葉県毎月常住人口調査規則（昭和42年千葉県規則第15号）の規定によりなされている調査、調査票等の保存その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた調査、調査票等の保存その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成8年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年5月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年1月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年11月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。ただし、別記様式の改正規定及び次項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年12月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

千葉県毎月常住人口調査票
(年 月 分)

千葉県知事 様

市町村長

下記のとおり報告します。

コード	市区町村名

第1表 人口 (年 月末現在)

		前月末人口	当月中の増減	当月末人口
日本人	男			
	女			
	計			
外国人	男			
	女			
	計			
人口総数	男			
	女			
	計			

第2表 住民票記載、消除数等(人口) (年 月中)

			自然動態	社会動態			計
			出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	その他	
記載	日本人	男					
		女					
		計					
	外国人	男					
		女					
		計					
消除	日本人	男					
		女					
		計					
	外国人	男					
		女					
		計					

第3表 世帯 (年 月末現在)

	前月末世帯	当月中の増減	当月末世帯
世帯総数			

第4表 住民票記載、消除数等(世帯) (年 月中)

		自然動態	社会動態			計
		出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	その他	
記載						
消除						

前月に比較し増減の著しい場合等の理由	
--------------------	--

所属名	担当者氏名	電話番号

コード	市区町村名

第5表 県外との移動(転入者)

(年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
外国						
合計						

コード	市区町村名

第6表 県外との移動(転出者)

(年 月中)

	転出者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
外国						
合計						

コード	市区町村名

第7表 県内からの転入

(年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
千葉市中央区						
千葉市花見川区						
千葉市稲毛区						
千葉市若葉区						
千葉市緑区						
千葉市美浜区						
千葉市						
銚子市						
市川市						
船橋市						
館山市						
木更津市						
松戸市						
野田市						
茂原市						
成田市						
佐倉市						
東金市						
旭市						
習志野市						
柏市						
勝浦市						
市原市						
流山市						
八千代市						
我孫子市						
鴨川市						
鎌ヶ谷市						
君津市						
富津市						
浦安市						
四街道市						
袖ヶ浦市						
八街市						
印西市						
白井市						
富里市						
南房総市						
匝瑳市						
香取市						
山武市						
いすみ市						
大網白里市						
酒々井町						
栄町						
神崎町						
多古町						
東庄町						
九十九里町						
芝山町						
横芝光町						
一宮町						
睦沢町						
長生村						
白子町						
長柄町						
長南町						
大多喜町						
御宿町						
鋸南町						
合計						

関係法令

住民基本台帳法（抜すい）

（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（住民基本台帳の作成）

第 6 条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

3 略

（住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

(1) 氏名

(2) 出生の年月日

(3) 男女の別

(4) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(5) 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

(6) 住民となった年月日

(7) 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

(8) 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

(8 の 2)～(14) 略

(住民票の記載等)

第8条 住民票の記載、消除又は記載の修正(第18条を除き、以下「記載等」という。)は、(中略)、政令で定めるところにより、第4章若しくは第4章の3の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第9条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2～3 略

(転入届)

第22条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第30条の46において同じ。)をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項(中略)を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 転入をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- (6) 転入前の住民票コード(転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをいう。)
- (7) 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者(同項第7号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)

第23条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 転居をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第 24 条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)

第 25 条 第 22 条第 1 項及び第 23 条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があった者（政令で定める者を除く。）は、その変更があった日から 14 日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない。

(届出の方式等)

第 27 条 この章又は第 4 章の 3 の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2～3 略

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第 30 条の 45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第 7 条の規定にかかわらず、同条各号（第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下この章において「入管法」という。）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となった年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者（入管法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	1 中長期在留者である旨 2 入管法第 19 条の 3 に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあっては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	1 特別永住者である旨 2 入管特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号

<p>一時庇護許可者（入管法第 18 条の 2 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第 61 条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>1 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 2 入管法第 18 条の 2 第 4 項に規定する上陸期間又は入管法第 61 条の 2 の 4 第 2 項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第 22 条の 2 第 1 項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p>	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p>

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第 30 条の 46 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第 22 条の規定にかかわらず、転入をした日から 14 日以内に、同条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となった年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第 18 条の 2 第 3 項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。

（調査）

第 34 条 市町村長は、定期に、第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

- 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3～4 略

(資料の提供)

第 37 条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 略

(適用除外)

第 39 条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

附 則

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)

第 2 条 住民登録法（昭和 26 年法律第 218 号）及び住民登録法施行法（昭和 27 年法律第 106 号）は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2 略

3 前 2 項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

住民基本台帳法施行令（抜すい）

(昭和 42 年 9 月 11 日政令第 292 号)

(住民票の記載)

第 7 条 市町村長は、新たに市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

2 市町村長は、一の世帯につき世帯を単位とする住民票を作成した後に新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者でその世帯に属することとなったもの（既に当該世帯に属していた者で新たに法の適用を受けることとなったものを含む。）があるときは、その住民票にその者に関する記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をしなければならない。

(住民票の消除)

第8条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。

(住民票の記載の修正)

第9条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があったときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

(職権による住民票の記載等)

第12条 市町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2～4 略

(住民票の消除に関する手続)

第13条 市町村長は、住民票を消除したときは、その事由（転出の場合にあっては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第24条の2第1項に規定する転出届（以下「転出届」という。）に基づき住民票を消除した場合にあっては、転出の予定年月日）をその消除した住民票に記載（法第15条の2第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する消除した住民票にあっては、記録。次項及び第17条第1号において同じ。）をしなければならない。

2 法第9条第1項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除した住民票に転出をした旨の記載をするとともに、前項の規定により当該消除した住民票に記載をした転出先の住所が当該通知に係る住民票に記載をされた住所と異なるときは、当該転出先の住所を訂正しなければならない。

3～4 略

(転出証明書)

第23条 法第22条第2項に規定する住所の異動に関する文書で政令で定めるものは、前住所地の市町村長が作成する転出の証明書（以下「転出証明書」という。）とする。

2 転出証明書には、法第7条第1号から第5号まで、第8号の2及び第13号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住 所

(2) 転出先及び転出の予定年月日

(3)～(5) 略

自治事務次官進達（抜すい）

住民基本台帳法等の施行について（通知）

自治振第 147 号

昭和 42 年 9 月 25 日

3 市町村長等の責務

(1) 住民基本台帳の記録の正確性の確保

ウ 調査

市町村長は、定期に住民票の記載事項について調査するものとされるとともに（法第 34 条第 1 項）、必要があると認めるときは、いつでも住民票の記載事項について調査をすることができるものとされたこと（法第 34 条第 2 項）。これは、この法律においては、住民を把握するためにあらゆる手段を講じているが、今日のような人口の移動の激しい状況のもとでは、定期的の実態を調査することなしには、住民に関する正確な記録を行なうことは困難であると認められたためであるので、この趣旨にのっとり、できるだけ毎年 1 回、定期調査を行なうこととするとともに、その市町村の実態に即した実効ある適切な実施の方法を検討され、かつ、住民からの届出や住民票に記載された事項が事実と反する疑いがあるとき等市町村長が必要と認めるときは、必要に応じて調査を行ない、もって住民基本台帳の記録の正確性の確保に努められたいこと。

8. 市区町村コード一覧表

令和6年1月1日現在

市区町村名	市区町村コード	市区町村名	市区町村コード	市区町村名	市区町村コード
千葉市	100	四街道市	228	夷隅郡	
		袖ヶ浦市	229	大多喜町	441
中央区	101	八街市	230	御宿町	443
花見川区	102	印西市	231	安房郡	
稲毛区	103	白井市	232	鋸南町	463
若葉区	104	富里市	233		
緑区	105	南房総市	234		
美浜区	106	匝瑳市	235		
銚子市	202	香取市	236		
市川市	203	山武市	237		
船橋市	204	いすみ市	238		
館山市	205	大網白里市	239		
木更津市	206				
松戸市	207	印旛郡			
野田市	208	酒々井町	322		
茂原市	210	栄町	329		
成田市	211	香取郡			
佐倉市	212	神崎町	342		
東金市	213	多古町	347		
旭市	215	東庄町	349		
習志野市	216	山武郡			
柏市	217	九十九里町	403		
勝浦市	218	芝山町	409		
市原市	219	横芝光町	410		
流山市	220	長生郡			
八千代市	221	一宮町	421		
我孫子市	222	睦沢町	422		
鴨川市	223	長生村	423		
鎌ヶ谷市	224	白子町	424		
君津市	225	長柄町	426		
富津市	226	長南町	427		
浦安市	227				

【調査の沿革】

昭和 36 年	千葉県人口動態調査結果（千葉県人口動態調査要綱）
昭和 37 年～昭和 41 年	千葉県毎月人口調査結果（千葉県毎月人口調査要綱）
昭和 42 年～平成 3 年	千葉県毎月常住人口調査結果（千葉県毎月常住人口調査規則）
平成 4 年以降	千葉県毎月常住人口調査結果（千葉県毎月常住人口調査要綱）

令和 5 年千葉県毎月常住人口調査報告書年報

令和 6 年 2 月発行

編集 千葉県総合企画部統計課

発行 千葉県総合企画部統計課

千葉市中央区市場町 1 番 1 号

電話 043 (223) 2223